

学校給食センター導入検討支援業務
公募型企画競争 提案説明書

令和8年5月
札幌市教育委員会
総務部学校給食課

1 業務の名称

学校給食センター導入検討支援業務

2 背景と目的

札幌市では、学校給食施設の老朽化や将来的な児童生徒数の減少、給食の担い手不足といった人口減少に伴う課題等に対応し、将来にわたり安全・安心な給食提供体制を安定的に維持するため、持続可能な学校給食提供の在り方について検討を進めている。

令和7年度は、外部有識者会議として「札幌市持続可能な学校給食提供の在り方検討会議」を設置し、視察を含む全5回の会議にて議論を重ね、令和7年12月11日付けで「札幌市の現状を踏まえると、今後は、給食センター方式を導入し、現行方式とのハイブリット型での給食提供を行うことが望ましい。」とした意見書の提出を受けたところである。

本業務では、本市に給食センターを導入するにあたっての必要な設備や機能を検討するにあたり、食材納品、調理、配送等の実務を担う給食関係事業者から、実務に即した知見を収集し、また、他自治体事例の分析を含め、本市の給食センターに備えるべき設備や機能、それを踏まえた運用等の課題を整理し、円滑な導入に向けた前提条件の整理を行うことを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務内容

別紙「業務仕様書（案）」のとおり

※仕様書の内容は現時点の予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

(2) 業務規模

9,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 参加資格

応募者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限の時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められるものでないこと。
- (6) 学校給食センターの導入に関する検討支援等の業務実績を有する者、又は、官公庁等で実施された業務でこれと同程度と認められる業務実績を有する者であること。

5 参加手続きに関する事項

(1) 日程（予定）

手続	日程
企画提案の公募開始（告示）	令和8年5月15日（金）
質問書の提出期限	令和8年5月22日（金）※
質問書に対する回答	令和8年5月29日（金）
参加意向申出書及び企画提案書等の提出期限	令和8年6月10日（水）※
参加資格の確認及び書類審査（一次審査）	令和8年6月17日（水）
ヒアリング（最終審査）	令和8年6月24日（水）

※ 提出期限は、それぞれ期限日の17時必着とする。

(2) 提案説明書等の入手先

本書を含め、提案に必要な書類は下記HPアドレスに掲載しているのので、必要に応じてダウンロードすることにより入手すること。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/shogaigakusyu-keiyaku-proposal2026-1.html>

(3) 提出書類

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。）副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、9部提出すること。（提出にあたっては、一式をゼムクリップ等で留めること。ホチキスは使用しないこと。）なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

様式任意の場合を除き、指定の様式を用いない提出書類等は受付しないものとする。

ア 企画競争参加申出書（様式1）

イ 企画提案者概要（様式2）

ウ 業務実施体制及び類似・関連業務等実績一覧（様式3）

エ 企画提案書（様式任意）

オ 業務スケジュール（様式任意）

カ 参考見積書（様式任意）

※ア～カの作成にあたっては、文字サイズを10.5ポイント以上、紙サイズは原則A4判とすること。

※エは、20ページ以内とする。

(4) 提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送

イ 提出先

〒006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル5階

札幌市教育委員会 総務部 学校給食課 担当：手塚・井上

ウ 提出期限

令和8年6月10日（水）午後5時まで

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務実施体制及び類似・関連業務等実績一覧について

- (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う統括責任者1名を明記すること。
- (エ) 業務実施中、本市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには（○）を付けること。
- (オ) 給食提供等の在り方調査業務や給食センター導入関連調査など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

イ 企画提案書について

- (ア) 企画提案書は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。専門用語を多用していない等、分かりやすさ、読みやすさに努めること。
 - (イ) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
 - (ウ) 提出する提案は1案とする。提出期限後の資料追加及び変更は認めない。
 - (エ) 提出された企画提案書等は返却しない。
 - (オ) 企画競争参加申出書を提出した後に参加を取りやめる場合、取下願（様式4）を提出すること。
 - (カ) 本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について特筆すべきものがあれば企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。
- (6) 参考情報（札幌市ホームページでの掲載情報）

ア 札幌市の学校給食

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/kyushoku/outline/outlinetop.html>

イ 札幌市における持続可能な学校給食提供の在り方に関する方向性調査業務

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/shogaigakusyu-keiyaku-proposal2024-1.html>

ウ 札幌市持続可能な学校給食提供の在り方検討会議

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/kyushoku/arikatentakentoukaigi.html>

6 質問の受付及び回答

本企画競争に対する質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式5）により札幌市教育委員会総務部学校給食課に電子メールで送信すること。メールのタイトルは、「学校給食センター導入検討支援業務 質問書（事業者名）」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp

- ・ 質問の受付期限は令和8年5月22日（金）午後5時までとする。
- ・ 質問に対する回答は個別に行い、質問者の氏名等を伏せたうえで原則として札幌市公式ホームページにて公開する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 審査

提出された企画提案は、札幌市職員からなる、「学校給食センター導入検討支援業務 企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において、審査基準に示す項目による総合点数方式

で審査する。審査の結果、評価点が高い順に契約候補者として選定する。

なお、評価の方法は、下記「10 審査項目及び審査基準表」により総合的に評価する。

(1) 一次審査

ア 提出書類により書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は5者とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後は直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募者数が5者以下の場合是一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 企画提案者1者あたりの出席人数は3名以内とする。

ウ ヒアリングは1者あたり約25分（説明15分、質問10分）を想定し、順次個別に行う。

エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて説明を行うこと。当日の説明資料の追加及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。

オ 実施委員会の審査において、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。

カ 評価点が高同点の企画提案者があるときは、下記「10 審査項目及び審査基準表」のうち、「(5)ヒアリング手法及び他都市事例分析の具体性」及び「(6)給食センター導入に向けた提案に際しての考え方や着眼点」の項目における評価点の合計が、最も高い企画提案者を契約候補者とする。これらの合計点も同点であった場合には、「(6)給食センター導入に向けた提案に際しての考え方や着眼点」の評価点が、最も高い企画提案者を契約候補者とし、この項目でも同点であった場合には、くじ引きにより契約候補者を決定する。

キ 企画提案者が1者のみであった場合、実施委員会の審査により最低基準点（総評価点の6割）を超えた場合に限り、契約候補者として決定する。

ク ヒアリングの詳細については、別途通知する。

(3) 選定結果の通知方法

選定の結果は、最終審査を通過した企画提案者全員に対し、文書により通知する。

8 契約候補者との協議及び契約

(1) 本業務の委託は、審査によって選定された1者との随意契約により、契約を締結することを原則とする。契約候補者には別途、見積書の提出を求める。

(2) 選定された1者との交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は契約候補者の本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次2位以降の者を繰り上げて、その者と契約に向けた協議を行う。

(3) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、選定された者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。

(4) 契約手続きは、札幌市契約規則の定めるところによる。

(5) 札幌市は、契約締結後においても受託者が本企画提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

9 著作権等に関する事項

(1) 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

(2) 札幌市が本件企画競争の実施に必要なと認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ企画提案者に通知する。

- (3) 企画提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

10 審査項目及び審査基準表

(1) 審査項目・基準及び配点

項目	基準	点数
(1)過去の類似業務実績について	過去の類似・関連業務実績及びその活かし方が、業務全体を効果的かつ円滑に進められると判断できる十分なものとなっているか	10
(2)業務実施体制について	担当スタッフに、他自治体での類似・関連業務実績があり、本業務に関する豊富な知見を有する者が含まれているなど、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。	10
(3)業務スケジュールについて	業務の実施に無理がない適切なスケジュールとなっているか。	10
(4)業務実施方針について	業務の趣旨や目的を十分に理解し、重視する視点や考え方が有効な提案となっているか。	10
(5)ヒアリング手法及び他都市事例分析の具体性	給食関係者へのヒアリングの実施手法や他都市事例の分析についての提案が具体的であり、本市に求められる給食センターの前提条件を導き出すためのプロセスが明確かつ説得力のあるものとなっているか。	25
(6)給食センター導入に向けた提案に際しての考え方や着眼点	給食関係者へのヒアリングや他都市事例の分析結果を、本市の給食センターに備えるべき具体的な設備・機能要件へと昇華させるための考え方や着眼点が優れた提案となっているか。	25
(7)独自提案	独自提案の内容に具体性と信頼性があり、業務の目的を達成する上で有効な提案と考えられるか。	10

(2) 採点基準

1つの提案につき、実施委員会の各委員が審査基準表の項目について100点満点で採点し、各委員の採点の平均点を評点とする（小数点第2位を四捨五入する）。

(3) 最低基準点

評点の満点（100点×出席委員数）の60%を最低基準点とする。

11 参加資格の喪失

本件企画競争において企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定する

まで（契約候補者にあつては契約を確定するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

12 失格要件

次の各号に該当する場合には、実施委員会において審査の上、失格となる場合がある。

- (1) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (2) 本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない場合
- (3) その他実施委員会において不相当と判断した場合

13 提出先、問い合わせ先

担当者	札幌市教育委員会総務部学校給食課 手塚・井上
所在地	〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階
電話	011-211-3833
F A X	011-211-3834
Eメール	kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp